

スイス動物保護法

牧野高志

はしがき

動物保護法

第一章 総則

第二章 動物の取り扱い

第三章 研究

第四章 行政処分及び不服申立て

第五章 罰則規定

第六章 最終規定

あとがき

はしがき

235

スイス憲法第八〇条が「動物保護」を規定している。具体的には、同条第一項において「連邦は、動物の保護について法令を指定する。」と規定し、同条二項において、動物の保管及び飼育、動物実験及び生体動物に対する侵害、動物の利用、動物及び動物を利用した製品の輸入、動物の取引及び輸送そして動物の屠殺といった事項についての規律を認める¹⁾。そして、一二〇条二項において「連邦は、動物、植物及びその他の有機体の生殖物質及び遺伝物質の取

扱いについて法令を制定する」と規定している⁽²⁾。これら規定を根拠とする動物保護法は、一九七八年に制定された。我が国における「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」）に存しない規定もあり、今後の動愛法改正において参考にすべき部分もあることから、比較法的観点から本研究は条文翻訳を試みたものである。

動物保護法

スイス連邦議会は、連邦憲法第八〇条第一項および第二項、第一二〇条第二項に基づき、二〇〇二年二月九日付の連邦参事会提出の報告書を検討した結果、以下のことを議決する。

第一章 総則

第一条（目的）

この法律は、動物の尊厳と福祉を保護することを目的とする。

第二条（範囲）

一 この法律は、脊椎動物に適用される。どの無脊椎動物にどの程度適用されるかは、連邦参事会が決定する。その際、無脊椎動物の感覚に関する科学的知見が指針となる。

二 一九八六年六月二〇日付の狩猟法、一九六六年七月一日付の自然および文化遺産の保護に関する連邦法、一九九

一年六月二一日付の漁業に関する連邦法、二〇〇二年二月二三日付の職業訓練法、一九六六年七月一日付の動物疾病法については、引き続き保留される。

第三条（定義）

この法律において

a. 尊厳とは、動物を扱う際に尊重されるべき、その動物の固有の価値を意味する。動物に課された負担が、優先する利益によって正当化されない場合、動物の尊厳を無視したことになる。特に、動物に痛み、苦しみ、害を与える場合、動物が不安や屈辱にさらされる場合、動物の外観や能力に大きな干渉がある場合、または動物が過度に道具化される場合には負担があるとみなされる。

b. 幸福・動物の幸福は、以下の場合に存在する。

1. 飼育・給餌は、身体機能や行動を妨げないようにし、適応能力に過剰な要求をしないようにしている場合
 2. 生物学的適応能力の範囲内での種固有の行動が保証されている場合
 3. 臨床的に健康である場合
 4. 痛み、苦しみ、危害、不安を回避することができる場合
- c. 動物実験とは、以下の目的で生きた動物を使って行われる手続をいう。
1. 科学的な仮説を検証すること
 2. 動物における特定の処置の効果を観察すること
 3. 薬物のテストを行うこと

4. 細胞、臓器、体液の入手または検査をすること。ただし、農業生産、動物に関わる診断または治療活動、または動物集団の健康状態を判断するための場合は除く。

5. 当該種の外来生物を入手または複製すること

6. 指導または訓練すること

第四条（原則）

一 動物を扱う者は、

a. 可能な限り動物のニーズを考慮しなければならない。

b. 意図された目的が許す限り、彼らの幸福を確保しなければならない。

二 何人も、正当な理由なく、動物に苦痛や危害を与えたり、恐怖を誘発したり、その他の方法により動物の尊厳を無視してはならない。動物を乱暴に扱ったり、放置したり、不必要に酷使することは禁じられる。

三 連邦参事会は、動物の尊厳を無視するような動物に関わる活動を、今後一切禁止する。

第五条（訓練と情報）

一 連邦政府は、動物を扱う人の継続的な教育・訓練を促進することができる。

二 bis 連邦参事会は、連邦政府または州が承認する特定の訓練や教育活動を規定することができる。

二 連邦政府は、動物福祉の問題について国民に情報を提供することを保証するものとする。

第二章 動物の取り扱い

第一節 動物の飼育

第六条（一般条項）

- 一 動物を飼う人、世話をする人は、適切な食事と世話をし、動物の幸福のために必要な活動と行動の自由を与え、必要な場合にに応じて安全確保もしなければならない。
- 二 連邦参事会は、利害関係者と協議した上で、科学的根拠、技術の現状と発展を考慮し、動物の飼育に関する規則、特に最低限度の条件を制定するものとする。また、動物福祉の基本原則に反する動物飼育の形態を禁止しなければならない。
- 三 連邦参事会は、動物飼育員や、動物を訓練したり動物の世話に関連する活動を行う人の継続的な教育や訓練に関する要件を定めることができる。

第七条（報告および許可の要件・禁止）

- 一 連邦参事会は、特定の種類の畜産、特定の動物種の飼育、および特定の飼育関連活動を、報告または許可の対象とすることができる。
- 二 大量生産された家畜のための住居システムや設備を市場に出すには、連邦政府の許可を必要とする。その許可は、そのシステムおよび設備が種に適した畜産の要件を満たす場合にのみ与えられる。連邦参事会は許可手続を規制し、

許可手続が適用される家畜を決定する。ただし、特定の種類の畜産については、許可の免除を認めることもある。

三 飼育・管理の面で特に困難な野生動物を商業的・個人的に飼育する場合は、許可を必要とする。イルカやその他の鯨類の輸入を禁止する。

四 連邦参事会は、動物の訓練と制御のために痛みを誘発する補助器具の市場への導入および使用には、報告または許可を義務付け、またこれらの行為を禁止することができる。

第八条（投資の保護）

この法律により許可を受けた家畜のための建物および設備は、建設後、少なくとも通常の減価償却可能年数の間は使用することができる。

第九条（アニマルケアワーカー）

連邦参事会は、農業以外で、アニマルケアワーカーの使用が必要とされる分野を定めることができる。

第二節 動物繁殖及び遺伝子組換え

第一〇条（動物の繁殖および生産）

一 繁殖と生殖のための自然および人工的な方法の使用は、動物実験に関する規定に従い、繁殖目的に起因または関連する親動物またはその子孫に、いかなる痛み、苦しみ、害、行動障害をも引き起こしてはならない。

二 連邦参事会は、動物の繁殖と生産に関する規則を制定し、繁殖目的と生産方法の許容範囲を評価する基準を定め、その際、動物の尊厳を考慮する。また、特定の形質、特に身体的および行動的な異常を持つ動物の繁殖、生産、飼

育、輸入、輸送、輸出、市場投入を禁止することができる。

第一条（遺伝子組み換え動物に関する許可）

一 遺伝子組み換え動物の生産、繁殖、飼育、管理、または取引を行う者は、州の許可を必要とする。研究、治療、または診断の目的で、そのような動物の生産、繁殖、飼育、取引を行う者は、第一九条第一項に従い、州の許可を必要とする。その他の場合、許可手続は、動物実験に関する規定と二〇〇三年三月二一日付の遺伝子技術法に基づいて行われる。

二 利害関係者、非ヒトバイオテクノロジーに関する連邦倫理委員会、バイオセーフティに関するスイス専門委員会、動物実験に関するスイス委員会に諮問した上で、連邦参事会は、遺伝子組み換え動物の生産、繁殖、飼育、使用、およびそれらの動物の取引の影響を検討するための基準を定めるものとする。

三 連邦参事会は、第一項中段に規定された活動が実施される機関に対する条件、特に基礎構造、人員、監督、文書に関する条件を規定する。

四 連邦参事会は、特に、生産・繁殖方法の結果として、動物が痛み、苦しみ、害を受けたり、行動障害を起さないうことが確実に、動物の尊厳が考慮される場合には、許可の免除や許可手続の簡略化を認めることができる。

第二条（報告）

一 生産または繁殖の結果、痛み、苦しみ、害を受けたり、行動障害を発生したり、その他の方法で尊厳を侵害された遺伝子組み換え動物について、州当局に報告しなければならない。

- 二 州当局は、これらの報告書を動物実験に関する州委員会に提出し、申請書に基づき繁殖の継続の可否を決定する。
- 三 連邦参事会は報告書の内容の詳細について規定するものとする。

第三節 動物及び動物製品の貿易

第三条（許可および報告）

- 一 動物の商業的取引や広告目的で生きた動物を使用する場合には、許可を必要とする。
- 二 連邦参事会は、動物が関与する地域を越えた行事について、報告または許可を求めることができる。

第十四条（条件、制限、禁止）

- 一 連邦参事会は、動物福祉の観点から、動物および動物製品の輸入、輸送、輸出に条件を付し、制限または禁止することができる。ただし、ユダヤ人社会およびイスラム人社会への適切な供給を確保するため、コーシャミートやハラルミートにはこれを適用しない。これらの製品の輸入および入手の許可は、これら社会の構成員および関連する法人や合名会社に限定する。

- 二 猫や犬の毛皮およびそれらを使った製品の輸入、輸送、輸出を禁止し、毛皮やこの種の製品の取引も同様とする。

第四節 動物の輸送

第十五条（原則）

- 一 動物は、保護された状況下で、かつ、不必要な遅延がなく輸送されなければならない。積載場所からの移動時間

は、六時間を超えてはならない。ただし、連邦参事会は、例外規定を定めることができる。

二 連邦参事会は、業界団体と協議した上で、動物の商業輸送を委託された職員の継続的な教育及び訓練の要件を規定するものとする。

第一五 a 条（動物の国際輸送）

一 商業ベースで国際的な動物輸送を行う者は、許可を必要とする。

二 連邦参事会は、動物の国際輸送について、どの国際基準を遵守しなければならないかを規定することができる。

三 屠殺用の牛、羊、山羊、豚、馬、そして家禽は、鉄道または航空機によつてのみスイスを通過することができる。

第五節 動物への介入

第一六条

痛みを伴う介入は、専門医による全身麻酔または局所麻酔のもとでのみ行うことができる。連邦参事会は、あらゆる例外を決定するものとする。連邦参事会は、専門医とみなされる者を決定する。これについては、この法律上の動物実験に関する規定に従うものとする。

第六節 動物実験

第一七条（必要最小限度の制限）

動物に痛み、苦しみ、害を与えるもの、動物に不安を与えるもの、動物の一般的な幸福を著しく損なうもの、その

他動物の尊厳を無視しかねない動物実験は、必要最低限にとどめなければならない。

第十八条（許可）

- 一 動物実験を実施しようとする者は、担当の州当局の許可を得る必要がある。
- 二 第一条第一項後段に定められた活動は、許可手続の範囲内において動物実験に相当するものとする。
- 三 管轄となる州当局は、第一七条に従い、動物実験に関する州委員会に動物実験の許可申請を提出するものとする。
- 四 許可は期間を限定してなされる。許可に条件や要件が付されることもある。
- 五 動物実験を行う機関や研究所、実験動物を保管する施設は、保管した動物の記録を保存しなければならない。

第十九条（必要要件）

- 一 連邦参事会は、動物実験を行うことができる機関および研究所が、職員の継続的な教育および訓練、ならびに実験動物の収容施設、繁殖施設および取引施設の許可に関して満たすべき要件を定めるものとする。
- 二 連邦参事会は、第一七条に従い、不可欠な評価基準を定めるものとする。
- 三 連邦参事会は、特定の実験目的を許されないと宣言することができる。
- 四 特に、動物実験に伴う痛み、苦しみ、害、または誘発する不安が、予測される知識の獲得と不均衡といえる場合には、動物実験は許されないものとする。

第二〇条 (実験の実施)

一 実験目的達成のためやむを得ない場合に限り、動物に痛み、苦しみ、害を与え、または不安を誘発することができる。

二 進化的に劣る動物種では実験の目的を達成できず、適切な代替手段がない場合にのみ進化的に優る動物を使って実験は実施することができる。

三 連邦参事会は、実験の実施に関する追加要件を規定することができる。

第二〇a条 (社会への情報提供)

一 動物実験が終了した後、連邦食品安全・獣医局 (FSVO) は、以下の情報を公表しなければならない。

a. 動物実験の名称と分野

b. 実験の目的

c. 種ごとの使用動物数

d. 動物に課された強制の強さの程度

二 連邦参事会は、合理的で優先すべき私的または公的な利益が存在しない限り、情報を追加的に公表することを規定することができる。

三 連邦参事会は、動物実験の責任者が提供しなければならない情報の詳細、特にその水準を規定する。その際、合理的で優先すべき私的または公的な利益を考慮する。

第六 a 節 動物実験情報システム

第二〇 b 条 (目的と内容)

- 一 連邦政府は、動物実験に関連する連邦政府と州の法定業務を支援する情報システムを運営する。
- 二 本情報システムには、以下の個人情報が含まれる。
 - a. 行政および刑事上の訴追と制裁に関する情報
 - b. 動物実験の許可と監視に関する情報
 - c. 実験動物の飼育、繁殖、取引施設の許可と監視に関する情報
 - d. 臨床病理学的に重要な表現型を持つ系統や血統の報告に関する情報
 - e. 継続的な教育および訓練に関する情報
 - f. 動物実験統計の公表に必要な情報
 - g. ユーザーやシステムの管理に必要な情報

第二〇 c 条 (アクセス権)

- 一 以下の者は、法定義務の範囲内で、個人情報、特に特別な保護を必要とする個人情報、および個人プロフィールを処理し、検索手続によって当該情報にアクセスすることができる。
 - a. F S V O の従業員で、監督に関連する業務を行う者
 - b. 担当地域内において許可権限を有する州当局の従業員
 - c. 担当地域内において動物実験に関する州委員会の委員

d. 担当地域内における研究所、実験動物飼育施設、繁殖施設、取引施設の従業員

二 州の許可当局の職員および動物実験に関する州委員会の委員は、法定任務の一環として、他の州からの許可申請および決定に関する情報を、検索手続きを利用して閲覧することができる。

第二〇d条（使用料）

連邦政府は、州に対し、情報システムの利用料を課す。連邦参事会は、その料金を設定する。

第二〇e条（附則）

連邦参事会は以下の事項に関して規制するものとする。

- a. 州との協力
- b. 情報一覧
- c. 情報処理に関する責任
- d. アクセス権、具体的には検索手続で付与されたアクセス権の範囲
- e. 情報保護および情報セキュリティを確保するために必要な組織的および技術的措施、特にアクセスを許可するための条件
- f. 保管
- g. 保存と削除の期間

第七節 動物の屠殺

第二一条

- 一 哺乳類は、放血を開始する前に気絶させなければ、屠殺することができない。
- 二 連邦参事会は、その他の動物についても、屠殺前に気絶させなければならぬことを規定することができる。
- 三 連邦参事会は、許容される気絶の方法を規定するものとする。
- 四 連邦参事会は、業界団体と協議の上、食肉処理場の職員の継続的な教育および訓練に関する要件も規定するものとする。

第三章 研究

第二二条

- 一 連邦政府は、動物福祉に関連する科学的研究を実施し、支援するものとする。
- 二 連邦政府は、大学及び産業界と協力して、特に、動物実験に代わる方法、使用する動物の数を減らすことができる方法または動物に与える負担が少ない方法の開発、認定及び適用を促進するものとする。特に、第一六条に基づく介入において、痛み、苦しみまたは不安を取り除くことを目的とした研究計画を推進するものとする。

第四章 行政処分及び不服申立て

第二三条（動物の飼養の禁止）

- 一 所轄官庁は、以下の者を、特定または不特定の期間、動物の飼育、繁殖、取引、または専門的に働くことを禁止することができる。
 - a. この法律およびその施行令に定める規定または裁定に繰り返しまたは重大な違反をして有罪判決を受けた者
 - b. その他の理由で動物の飼育や繁殖ができない者
- 二 一つの州で出された禁止令は、スイス全土で適用される。
- 三 F S V O は、課された禁止事項のリストを保管するものとする。州当局はその法的義務を遂行するために、第二三条に従ってそれを参照することができる。
- 四 連邦参事会は、実施された禁止措置に関する情報の相互交換に関連する国際条約を締結することができる。連邦参事会は、国外で課された禁止令をスイスで適用することを規定することができる。

第二四条（規制介入）

- 一 動物が放置されていたり、全く不適切な条件で飼育されていることが判明した場合、所轄官庁は直ちに介入しなければならぬ。所轄官庁は、予防措置として動物を押収し、動物飼養者の費用で適切な場所に収容することができる。必要な場合は、動物を売却するか安楽死させるよう手配しなければならない。その際、警察当局に協力を求

めることができる。

二 動物の売却代金は、手続に必要な費用を差し引いた後、動物飼養者に交付される。

三 この法律に基づく刑事犯罪が発覚した場合、執行を担当する当局は、その犯罪を通報しなければならない。

四 軽微なケースでは、執行を担当する当局が犯罪を通報しないことを決定することもできる。

第二五条（不服申立）

一 F S V O は、州当局が動物実験に関して下した決定に対し、州法および連邦法に基づき、正式に不服申立を行うことができる。

二 州当局は、その決定事項を直ちに F S V O に通知しなければならない。

第五章 罰則規定

第二六条（動物虐待）

一 故意に以下の行為を行った者に対しては、三年以下の自由刑または罰金に処する。

a. 動物を虐待したり、放置したり、不必要に酷使したり、その他の方法で動物の尊厳を乱すこと

b. 動物に苦痛を与える方法で動物を殺すこと

c. 動物を苦しめたり殺したりするような、動物同士または動物との戦いを行わせること

d. 実験の目的上やむを得ない場合を除き、実験中に動物に痛み、苦しみ、害を与え、または不安を誘発すること

- e. 家屋内または農場内で飼育されている動物を、処分する目的で放し、または放棄すること
- 二 過失による場合には、一八〇日分以下の罰金に処する。

第二七条（動物および動物製品の取引に関連する犯罪）

一（第四五 a 条を参照）

- 二 動物および動物製品の取引において、第一四条に基づく条件、制限、禁止を故意に無視した者には、二〇、〇〇〇スイスフラン以下の罰金に処する。未遂、共謀、教唆も犯罪となる。違反者が過失により行動した場合、罰金を科す。

第二八条（その他の犯罪）

- 一 以下のいずれかを故意に行つた者には、第二六条に該当する場合を除き、二〇、〇〇〇スイスフラン以下の料料に処する。
 - a. 動物の飼育に関する規制を無視すること
 - b. 動物の繁殖または生産に関する規制に違反すること
 - c. 遺伝子組換え動物の生産、繁殖、飼育、取引、使用に関する規制に違反すること
 - d. 動物の輸送に関する規則に違反すること
 - e. 動物または動物実験を伴う介入に関する規制に違反すること
 - f. 動物の屠殺に関する規則に違反すること

g. その他この法律または規則で禁止されている行為を動物に行うこと

h. 規制に反して動物を取引すること

i. 規制に反して、生きている動物を広告に使用すること

二 これらの未遂、共謀、教唆も犯罪となる。違反者が過失により行動した場合には、科料に処する。

三 故意または過失により、実施規定に違反したり、犯罪とみなされる違反行為をしたり、または本条に規定する制裁を伴う通知を受けた裁定に違反した者には、科料に処する。

第二九条（時効）

公訴時効については、違反行為の訴追を五年、違反行為の罰金を四年とする。

第三〇条（法人および合名会社）

一九七四年三月二二日付の連邦行政刑法第六条が適用される。

第三一条（訴追）

一 犯罪の訴追と裁決は州に委ねられる。

二 F S V O は、動物および動物製品の輸入、輸送または輸出に関連して発覚した第二七条第二項に定める違反を、

権限の付与された国境検査所で捜査し裁定するものとする。同時に、二〇〇五年三月一八日付関税法、一二日付付加価値税法または二〇〇九年六月一二日付の付加価値税法に違反した場合、連邦関税・国境警備局（F O C B S）

は、その違反を捜査し裁定する。

三 権限の付与された国境検査場以外での動物および動物製品の輸入、通過、輸出において、同時に二〇〇五年三月一日付の関税法または二〇〇九年六月二日付の付加価値税法の違反があつた場合、FOCBSはその違反の捜査および裁定を行うものとする。

四 第一項、第二項または第三項に定める違反が、同時に、二〇一二年三月一六日付の保護動植物種の取引に関する連邦法、二〇〇五年三月一八日付の関税法、二〇〇九年六月二日付の付加価値税法、二〇一四年六月二〇日付の食品法、一九六六年七月一日付の疫病法、一九八六年六月二〇日付の狩猟法または一九九一年六月二一日付の漁業に関する連邦法に関する法律に基づき同一の連邦当局によって起訴されるべき違反に該当する場合、最も重い違反に対する罰則が適用され、相応に加重される可能性がある。

第六章 最終規定

第一節 施行

第三二条 (連邦政府と州による施行)

一 連邦参事会は、施行規則を発令する。また、FSVOに対して、技術的な性質の施行規則を発令する権限を与えることができる。

二 施行は、法律に別段の定めがない限り、州の責任で施行される。州は、地域ごとに施行することができる。
2 bis 連邦参事会は、州に対し、施行措置および検査・調査の結果を連邦政府に報告するよう求めることができる。

三 連邦参事会は、動物収容施設の検査の程度や動物実験の実施に対する監視方法について決定する。動物収容施設
の検査とそれに対応する情報収集は、農業、伝染病、食品に関する法律の下で要求される検査と調整されなければ
ならない。

四 連邦参事会は、この法律の施行に関連する業務を行う者の継続的な教育および訓練を規制するものとする。
五 第七条第二項に基づく許可手続の実施及び権限が付与された国境検査所における動物及び動物製品の輸入、通過
及び輸出の監視は、連邦政府の責任においてなされる。

第三二a条（国際協力）

連邦参事会は、動物福祉に関する訓練、検査の実施、情報交換に関する国際条約を締結することができる。

第三二b条（異議の申立て）

- 一 F S V Oの決定に対しては、異議の申立てにより争うことができる。
- 二 異議の申立ては、その効力が生ずる前には取り消すことができる。
- 三 異議の申立ては、決定通知から一〇日以内に行わなければならない。

第三三条（州技術事務所）

各州は、州の獣医官が責任を持ち、この法律およびこれに基づいて発令された規則が確実に施行されるのに適した
技術事務所を設置しなければならないものとする。

第三四条（動物実験に関する州委員会）

- 一 各州は、許可当局から独立し、動物福祉団体を適切に代表する動物実験専門委員会を任命するものとする。二つ以上の州が合同で委員会を設置することもできる。
- 二 動物実験専門委員会は、申請を審査し、許可当局に提出する。また、当該委員会は実験動物施設の検査と実験の実施について諮問を受ける。州は、委員会に追加の任務を委託することができる。

第三五条（動物実験に関する連邦委員会）

- 一 連邦参事会は、動物実験専門家委員会を任命する。この委員会はF S V Oに助言を与えたり、本質的な問題や議論を呼ぶ事例について、州は利用できるものとする。
- 二 動物実験に関する連邦委員会は、非ヒト生物学に関する連邦倫理委員会と協力するものとする。

第三五 a 条（試験委員会）

- 一 連邦参事会は、この法律の施行に関連する業務を行う者の試験を実施する試験委員会を任命することができる。
- 二 試験委員会は、試験結果を判定という形式で公表する。
- 三 連邦参事会は、試験の実施を州に委任することができる。

第三六条（動物実験統計）

F S V Oは、スイスで実施されたすべての動物実験に関する統計を毎年公表するものとする。また、動物実験およ

び動物の遺伝子組換えに関する問題について、国民に情報を提供するものとする。

第三十七条（目的に関する合意）

連邦参事会は、この法律の一部の施行目的について州と協定を結ぶことができる。

第三十八条（組織と企業の共同決定）

一 連邦政府と州は、この法律の施行について組織や企業に相談したり、この目的に適した組織を設立したりすることができる。

二 連邦政府と州は、これらの組織や企業の共同決定を監督する。それらに与えられる任務および権限は、所轄官庁の綱領で決められなければならない。また、事業運営と会計の詳細を管轄当局に提供しなければならない。連邦政府および州政府の議会による統制は、この規定の影響を受けない。

三 連邦参事会および州は、指示された組織および企業がそのサービスに対して手数料を徴収することを許可することができる。

第三十九条（アクセス権）

この法律の執行を指示された当局は、敷地、施設、車両、物品および動物にアクセスすることができ、その際、警察機関として行動する。

第四〇条 (連邦政府による監督)

州によるこの法律の施行は、連邦政府を代表して連邦内務省が監督する。

第四一条 (手数料)

- 一 この法律は、別段の定めがない限り、無償で実施される。
- 二 州には、以下の場合における手数料を徴収する権限がある。
 - a. 許可と公的決定
 - b. 苦情が発生した検査
 - c. 通常より多くの作業を必要とする特別なサービス
- 三 連邦参事会は、州の手数料の上限を定めるものとする。

第四二条 (州規則)

- 一 本法律の実施に際して州法による補足が必要な場合、州は関連規則を作成する義務を負う。
- 二 州は、実施規則を連邦内務省に通知するものとする。

第二節 現行法の廃止と経過規定

第四三条 (現行法の廃止)

- 一 一九七八年三月九日の動物保護法は廃止された。

第四四条（第一六条への経過措置）

子豚を麻醉なしで外科的に去勢することを、二〇〇九年一月一日から禁止する。この日までに実用的な代替法がない場合、連邦参事会はこの禁止の発効を最大二年延期することができる。

第四五条（上訴権に関する経過規定）

二〇〇五年六月一七日の行政裁判所法が施行されるまでは、連邦司法の運営に関する一般的な規定に加えて、上訴権は次のように規定する。連邦食品安全獣医局の決定に対する不服申立ては、連邦経済局の上訴委員会が審査する。

第四五 a 条（調整規定）

保護動植物の種の取引に関する二〇一二年三月一六日付の連邦法 (FACTES) と二〇一二年六月二五日付の動物保護法 (Animal Protection Act [AniPA]) の改正のどちらが先に施行されるかにかかわらず、AniPA 第二七条第一項、第三二条および第三二条第五項は、後に施行される法律の開始時または両方が同時に施行された場合、以下のように改正されるものとする。

（参考）

第二七条第一項

一 一九七三年三月三日の絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の付録 I から III に基づき動物又は動物製品を故意に輸入、輸送若しくは輸出し又は条約に反してこれを所持した者には、三年以下の自由刑又は

金銭罰を科するものとする。過失があつた場合、一八〇日分以下の罰金となる。

第三一条

一 犯罪の訴追と裁定は州の責任で行われる。

二 連邦獣医局（FVO）は、第二十七条第一項に従い、犯罪を起訴し裁定するものとする。また、FVOは、権限が付与された国境検査所における動物及び動物製品の輸入、輸送又は輸出の際に発生した第二十七条第二項に基づく犯罪を起訴し裁定を行う。

同時に、二〇〇五年三月一八日付関税法、一二日付付加価値税法または二〇〇九年六月一二日付の付加価値税法に違反した場合、連邦関税局は、犯罪を起訴し裁定するものとする。

三 権限の付与された国境検査場以外での動物および動物製品の輸入、通過、輸出において、同時に二〇〇五年三月一八日付の関税法または二〇〇九年六月一二日付の付加価値税法の違反があつた場合、連邦税関局はその犯罪を起訴し裁定を行う。

第三二条第一項第二文、2bis、四および五

一 連邦参事会は、施行規則を発令する。FVOに対して、技術的な性質の実施規則を発行する権限を与えることができる。

2bis 連邦参事会は、州に対し、施行措置と検査および調査の結果を連邦政府に報告するよう求めることができる。

四 連邦参事会は、この法律の施行に関連する業務を行う者の継続的な教育および訓練を規制する。

五 第七条第二項に基づく許可手続の実施、権限の付与された国境検査所における動物及び動物製品の輸入、輸送及び輸出の監視並びに絶滅危惧種の野生動物植物の国際取引に関する一九七三年三月三日付の条約に基づき保護種とされている動物物保護種の動物の移動の監視は、同盟国間の問題である。

第三節 住民投票および開始

第四六条

- 一 この法律は、任意の国民投票に付される。
- 二 「現代の動物福祉のために (Say, yes to animal welfare!）」という国民のイニシアチブが撤回または拒否されるまで、連邦官報に掲載されることはない。
- 三 連邦参事会は、開始日を決定するものとする。

あとがき

EU圏では、加盟国が欧州協定を成立させ、様々なEU指令を定め、各国が動物保護の法令を制定している。一方で、EU非加盟であるスイスにおいては、憲法上動物保護の詳細な方向性を示すことにより、法律において動物の保護・福祉の実現を図っている。そして、スイスにおいては国民投票が法律の制定過程に導入されており、スイス国民の意思が反映された法律制定が可能であることから、今後の法律改正には注目したい。また、この研究では動物保護法という連邦法の翻訳に徹したが、動物福祉国であるスイスがその特徴を顕著にしているのが、様々な場面における

詳細な規定を置く「動物保護規則」であることから、この研究を今後進めていきたいと考える。

〔注〕

- (1) 国立国会図書館調査及び立法考査局「各国憲法集(6)スイス憲法」四三頁参照。
- (2) 国立国会図書館調査及び立法考査局・前掲注(1)五三頁。